

広島県告示第八百五十三号

港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第三十七条第一項の規定によつて、昭和四十年広島県告示第六百七十二号で指定した広島港広島地区（その八）の港湾隣接地域を次のとおり変更する。

平成二十年十月二十三日

広島港湾管理者 広島県

代表者 広島県知事 藤 田 雄 山

一 区域

基点一から基点一三までの各点を順次結んだ線及び最大高潮時の水際線によつて囲まれた区域。

二 点の位置

基準点 三等三角点「向洋」広島市南区向洋新町一丁目一五番

（北緯三四度二分五八秒、東経一三二度三分四五秒、標高四二・一九メートル）

- 基点一 基準点から一〇七度の方向四〇五メートルの点
- 基点二 基点一から三一三度の方向二四メートルの点
- 基点三 基点二から二七度の方向七四メートルの点
- 基点四 基点三から三三五度の方向一六〇メートルの点
- 基点五 基点四から三四三度の方向二〇六メートルの点
- 基点六 基点五から四六度の方向四五メートルの点
- 基点七 基点六から一四二度の方向一八四メートルの点
- 基点八 基点七から一六六度の方向三二四メートルの点
- 基点九 基点八から一二七度の方向五二メートルの点
- 基点一〇 基点九から二六度の方向六〇メートルの点
- 基点一一 基点一〇から一一四度の方向一五七メートルの点
- 基点一二 基点一一から二二六度の方向七〇メートルの点
- 基点一三 基点一二から九二度の方向九メートルの点